

令和4年4月1日
健康福祉局高齢施設課

横浜市有料老人ホーム設置運営指導指針の一部改正の概要

本市では、厚生労働省の有料老人ホーム設置運営標準指導指針に基づき、有料老人ホームの設置運営に関する必要な指導の基準について横浜市有料老人ホーム設置運営指導指針を定めています。

このたび、市指針の一部改正を行いましたので、お知らせいたします。

なお、市指針の一部改正にあたり、神奈川県における有料老人ホームの設置運営に関する指導の基準を揃えるため、神奈川県の神奈川県有料老人ホーム設置運営指導指針の内容も踏まえた規定の整理及び字句の修正を行っています。

1 主な改正の概要

(1) 標準指導指針の改正に基づく内容

- ・認知症介護基礎研修の受講の義務付け（8（2）イ）
- ・ハラスメント対策の強化（8（3）イ）
- ・感染症対策の強化、業務継続に向けた取組の強化（9（4）～（7））
- ・高齢者に対する安否確認等の強化（10（5））
- ・高齢者虐待防止の推進（10（15））
- ・書面規制、押印、対面規制の見直し（15）

(2) 県指針の内容に合わせた改正

- ・協力歯科医療機関が近距離にあることが望ましい旨の規定を追加（9（8）イ）
- ・入居者に債務について、個人の根保証契約を行う場合の規定を追加（13（2）ク）

(3) その他

- ・字句の修正

2 意見公募手続

令和3年度介護報酬改定を踏まえて厚生労働省の有料老人ホーム設置運営標準指導指針の一部改正が行われたことに伴い必要となる規定の整理及び字句の修正、並びに神奈川県有料老人ホーム設置運営指導指針の内容に合わせた改正であることから、横浜市規則等に係る意見公募手続実施要綱第5条第4項第8号ア及びイの規定により、意見公募は行いませんでした。

3 施行日

令和4年4月1日